

ソフトウェア使用許諾契約書

本使用許諾契約書（以下「本契約」といいます。）は、Enterprise Edition および各種支援ツール（以下「本ソフトウェア」といいます。）を使用するにあたり、お客様（以下「使用者」といいます。）と株式会社インプリム（以下「当社」といいます。）は、本ソフトウェアを使用する権利について締結される法的な契約書です。使用者は本ソフトウェアのライセンスが提供される当社提供サービス等の原契約の有効開始時点で、本契約の条項に拘束されることに承諾し、本契約が締結されたものとみなします。承諾いただけない場合、使用者は本ソフトウェアを使用することはできません。なお、本ソフトウェアに関して使用者が当社以外と締結する契約書が存在しても本契約を有効とします。

第1条 （定義）

- (1) 「ライセンスファイル」とは、本ソフトウェアを適用するために必要なファイルをいいます。
- (2) 「原契約」とは、本ソフトウェアを提供する上で必要な年間サポートサービスをいいます。
- (3) 「プリザンター」とは、当社が提供する Web データベースソフトウェアをいいます。
- (4) 「システム」とは、原契約を使用いただくにあたり登録された環境で稼働するプリザンターをいいます。

第2条 （著作権・特許権）

本ソフトウェアに関する著作権、特許権等の知的財産権（出願中のものを含みます。）は当社に帰属し、日本の著作権法その他関連する法律によって保護されます。

第3条 （使用の範囲）

本契約は、使用者に対し以下の権利を許諾します。

- (1) 当社は使用者に対し、使用者が本契約の内容を遵守する限りにおいて、本契約に基づき、本ソフトウェアを使用する非独占的な権利を許諾するものとします。
- (2) 使用者は、第1条にて定めるシステムに対し、ライセンスファイルを適用できます。
- (3) 使用者は、原契約で許諾されたシステム数を超えない範囲で本ソフトウェアを使用することができます。

第4条 （禁止事項）

使用者は、以下の行為を行うことはできません。

- (1) バックアップ以外の目的で、本ソフトウェアを複製すること。
- (2) 本ソフトウェアを改変、修正、改造、翻訳、翻案し、またはこれらに基づいて二次的著作物を創作すること。
- (3) 本ソフトウェアを、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルまたはその他の方法で読み取り可能な形に変えること。
- (4) 本ソフトウェア、並びにこれらの複製物を第三者に対して、公衆送信、販売、頒布、貸与、もしくは譲渡し、または使用させること。
- (5) 本ソフトウェアを本契約第3条に規定される場合以外での態様で使用する。

- (6) 本契約に基づく使用权について、再使用权を設定し、または譲渡すること。
- (7) 本ソフトウェアのバージョン画面およびソースコード内の著作権表示を削除すること。
- (8) 故意、過失また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアのコード・構造・編成等に関する情報、並びにライセンスファイルに関するすべての情報を第三者に対して開示・漏洩すること。また、本契約書に違反したライセンスファイルを不正に使用すること。

第5条 (免責事項)

- (1) 本ソフトウェアの使用または使用不能から生じたいかなる損害（逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含みますが、それらに限定されないものとします。）に関して、当社は一切その責任を負いません。
- (2) 本ソフトウェアについては、第三者との間で著作権その他知的財産権上の紛争、製造物責任法に基づく紛争等が生じた場合でも、当社は一切その責任を負いません。

第6条 (損害賠償)

- (1) 使用者が、本契約の違反により当社に損害を与えた場合、契約者は、当該損害を賠償する責めを負うものとします。
- (2) 使用者が当社サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、使用者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

第7条 (契約の終了)

- (1) 本契約は原契約の有効期限が満了した場合、自動的に終了します。
- (2) 使用者は、いつでも本契約を終了することができます。この場合、当社が受領した原契約に関わる契約金額等の一切の返還はいたしません。
- (3) 使用者が本契約に違反した場合、当社は本契約を何らの催促なくして即時解除することができる。同時に、すでに支払われた契約金等については返還いたしません。本契約にかかる使用者の当社に対する一切の債務は、事由の如何を問わず、本契約が終了した後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。
- (4) 使用者が当社の承認により原契約に基づく利用料金を月額で分割して支払う場合において、原契約の契約期間中に本条第2項または第3項に基づき本契約が解約または解除されたときは、使用者は、期限の利益を喪失し、残存期間に対応する利用料金（当該解約または解除がなされた月の月額利用料金を基準として算出する。）に消費税相当額を加えた金額の全額のうち未払分を、当社の定める期日までに一括して支払うものとする。

第8条 (輸出入規制)

本ソフトウェアは各国の輸出入規制の対象となります。使用者は、本ソフトウェアの輸出入に際し適用されるすべての法律・規制等に従い、必要な政府の許認可、承諾等がある場合、それらを取得するものとします。

第9条 （準拠法・管轄裁判所）

- (1) 本契約は日本法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとします。
- (2) 本契約から生じる紛争については、日本国の東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第10条 （個別契約）

第三者との個別契約等の定めがある場合、使用者は本契約のほか個別契約等の定めにも従う必要があります。個別契約等において、本契約と異なる定めをした場合には、個別契約等の定めが本契約の定め優先して適用されるものとします。

第11条 （ソフトウェア使用許諾契約の改定）

- (1) 当社は、当社が必要と判断した場合、本契約を任意に改定できるものとし、改定の際は速やかにその変更内容を使用者に通知するものとします。
- (2) 使用者が第1項の通知を受け、次回の契約時、または更新時に本ソフトウェアを利用する場合、使用者は本契約の改定に同意するものとします。

第12条 （反社会的勢力の非関与）

- (1) 使用者および当社は自らが現在、以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
 - ① 自らが反社会的勢力であること
 - ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力を利用すること、および利用していること
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等の提供または便宜の供給等を行うことおよび行っていること
 - ⑥ その他、第三者機関等により、反社会的勢力との関与が合理的に疑われる状況が存在すること
 - ⑦ 自らまたは第三者を利用して、自身や、その関係者が反社会的勢力である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした事実を有すること
- (2) 当社または使用者は、相手方が前項のいずれかに該当することが判明した場合には、相手方は何ら催告することなく本利用契約の全部または一部を解除することができます。その場合には、解除権を行使された相手方は、解除権を行使した当事者に対し、当該解除に起因する損害賠償を一切請求することができません。
- (3) 本条第1項および第2項につき、契約者の範囲は、法人としての活動に限定せず、取締役、監査役等役員、事業継続上実質的な影響力を有する株主を対象とします。

以上